

第 10 号議案

豊後大野市介護保険条例の一部改正について

豊後大野市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 3 年 2 月 24 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

第 8 期介護保険事業計画期間における介護保険料率の決定及び介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の一部改正に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市介護保険条例の一部を改正する条例

豊後大野市介護保険条例（平成 17 年豊後大野市条例第 159 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「平成 30 年度から令和 2 年度まで」を「令和 3 年度から令和 5 年度まで」に改める。

第 7 条第 1 項中「合計所得金額」の次に「(租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の豊後大野市介護保険条例第 4 条及び第 7 条の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料率から適用し、令和 2 年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。